

審査結果概要書

平成 23 年 9 月 8 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	温浴施設における温泉排熱回収ヒートポンプの導入による省エネルギー事業
排出削減事業者名	上富良野町
排出削減共同実施事業者名	財団法人 北海道環境財団
その他関連事業者名	
事業実施場所	吹上温泉保養センター 白銀荘 (北海道空知郡上富良野町吹上温泉)
事業の概要	本事業は、これまで温浴施設の給湯および暖房の熱源機器として利用していた灯油ボイラーを、高効率の温泉排熱回収ヒートポンプに更新することにより、エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量を削減するものである。
排出削減量の計画	2010 年度：96 tCO ₂ /年 2011 年度：143 tCO ₂ /年 2012 年度：143 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 382 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2010 年 11 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 002 ヒートポンプの導入による熱源機器の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2011年8月30日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：吹上温泉保養センター 白銀荘 (北海道空知郡上富良野町吹上温泉)</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 整備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(灯油焚ボイラー)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で22.9年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については設備投資額から補助金を差し引いた純投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 上富良野町では平成22年度に上富良野町地域新エネルギービジョンを策定し、地域のLED照明導入や、住宅の省エネ改修に対する補助金を交付するなど、まちづくりにおいて、低炭素に向けた取組みを積極的に実施してきた。 そのような中で、今後も低炭素社会の構築に向けて、さらにアピールしつつ、環境整備をしていきたいという想いや、吹上温泉という温泉観光地において、温泉排熱を有効利用することにより、石油燃料を削減し、温暖化防止に貢献したいという想いと、国内クレジット制度の京都議定書目標達成という意義がマッチし、本事業申請に至ったことを確認した。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>

排出削減方法論に基づいて実施されること

- 1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 002 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。
適用条件 1 については、既設灯油ボイラーをより高効率の温泉排熱回収ヒートポンプに更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。
適用条件 2 については、導入する温泉排熱回収ヒートポンプは給湯および暖房用の温水製造に利用することを関連資料及び関係者への質問により確認している。
適用条件 3 については、既存の熱源機器に故障等はなく、本事業によるヒートポンプへの更新がなかった場合においても継続して使用することが可能であることを関連資料及び関係者への質問により確認している。
適用条件 4 については、設備で製造する温水は全量当該施設で使用され、他社への供給はないことを確認している。
- 2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。
- 3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。

4 . 特記事項

- ・ 本事業においては、既存設備が灯油ボイラーであり、フロン冷媒は使用されていないことを確認している。

以上